

決済照合システム

利用申請に関する注意事項

(代行利用)

平成 18 年 8 月

(株)証券保管振替機構

～目次～

1 . 利用申請に当たって	1
1.1 利用申請の対象	1
1.2 利用申請及び利用申請後のスケジュール	1
1.3 利用申請の対象者	2
1.4 テストに使用する回線の手配について	2
1.5 利用申請書の提出方法	3
1.6 その他	3
2 . 利用申請に必要な書類	4
3 . 利用申請における一般的な注意事項について	5
3.1 利用接続方式について	5
3.2 利用業務フロー及び利用サービスについて	6
3.3 金融機関識別コードについて	14

1. 利用申請に当たって

1.1 利用申請の対象

今回の利用申請では、決済照合システムの株式、転換社債、国債、一般債、短期社債、先物・オプション、投信の基準価額（但し、制度外投信・設定解約データを除く）を対象とし、以下に該当される方を随時募集の対象としております。なお、弊社のシステムバージョンとしては「投信対応フェーズ」となります。

- (1) 新たに決済照合システムへの参加を希望する利用者で、決済代行会社へ「約定照合から代行」並びに統合 Web 端末でのファンド・SSI 情報メンテナンス業務の全てを委託し、自社では決済照合システムへ直接接続しない利用者。
- (2) 新たに決済照合システムへの参加を希望する利用者で、業務代行会社へ照合業務または発行代理人業務、並びに統合 Web 端末でのファンド・SSI 情報メンテナンス業務の全てを委託し、自社では決済照合システムへ直接接続しない利用者。
- (3) 既に決済照合システムに参加している利用者で、現在自社でデータの送受信を行っている商品について、決済代行会社へ決済代行を委託する利用者。
- (4) 既に決済照合システムに参加している利用者で、(1)(2)(3)の利用者より決済代行、業務代行を受託し業務を行う利用者。

1.2 利用申請及び利用申請後のスケジュール

利用申請期間は平成 18 年 8 月 28 日(月)から 9 月 8 日(金)までとなります。また、利用申請を含めたその後のスケジュール（予定）は下記のとおりです。

イベント	時期	備考
利用申請受付	8月28日(月)～9月8日(金) 1	利用申請に必要な書類を提出していただきます。
情報通知票（試験用）・ 試験実施要領送付	10月中旬	総合運転試験の試験実施要領を送付します。
接続・送受信確認試験 2	11月16日(木) 3	選択した接続方式により本システムと接続が行えること、規定データフォーマットで本システムと送受信が行えることを確認していただきます。

イベント	時期	備考
決済照合システム業務確認試験 1 2	11月21日(火) 4	本システムが準備する試験パターンに基づき、ダミーの取引相手先との間で、ダミーの業務データを利用して、本システムと利用者システムとの業務連動機能を確認していただきます。
本番利用開始	1月4日(木)～	本システムを利用して照合実務を行っていただきます。 5

- 1：利用申請に必要な書類は、必ず本期間内にご提出下さい。また本システムで使用する回線(専用線やINS-C)につきましては、利用申請者にて本期間に間に合うようお手配下さい。
- 2：試験は試験環境にて決済代行会社に行っていただきます。また、試験環境への接続はINS-C回線のみとなります。
- 3：接続・送受信確認試験については、11月20日(月)を予備日としております。
- 4：決済照合システム業務確認試験1については、11月24日(金)を予備日としております。
- 5：現行本番業務において、自社が利用するサービス・商品の対象となる業務データについては、全て本システム向けに作成し送信(又は本システムから受信)していただきます。万一これが不可能な場合は、既に本番利用している他の利用者様への影響を考慮して、本番利用をご遠慮いただきますので、予めご了承下さい。

1.3 利用申請の対象者

利用申請ができるのは、下記の方々です。いわゆる計算会社(有価証券等の決済条件の照合等に関する規則第6条第1項第9号に規定)、業務代行者(有価証券等の決済条件の照合等に関する規則第6条第1項第3号に規定)については、申請書類の提出は必要ありませんが、決済代理人(有価証券等の決済条件の照合等に関する規則第6条第1項第4号に規定する利用者をいう)は利用申請が必要となります。

- ・ 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)第6条第1項各号に掲げる者
- ・ 投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第18項に規定する投資信託委託業者をいう。)
- ・ 投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第2条第3項に規定する投資顧問業者をいう。)
- ・ その他有価証券等に関する取引状況が上記の者の取引状況に準ずる者

1.4 テストに使用する回線の手配について

決済照合システムにおいて使用する回線(専用線又はINS-C回線)の手配(回線番号の取得)については、利用申請書をご提出いただく前に必ず各社様にて行って下さい。尚、試験環境への接続は、INS-C回線のみとなります。

本番にて新規に専用線を利用する場合、御社からNTT東日本等への回線申請に先立ち、工事日程の調整を行う必要がありますことから、弊社までご一報下さい。

なお、利用申請書をご提出いただく際に、回線の手配(回線番号の取得)が間に合わなかった場合については、申請書類における回線情報を記入する箇所には「回線申請中(NTTに対しては 月 日に申請済み)」とNTTへの申請日も含めてご記入下さい。当回線を手配されましたら直ちに該当申請書類の該当ページの再提出(差替え)をお願い致します。なお、再提出(差替え)は10月6日(金)までにお願い致します。

1.5 利用申請書の提出方法

利用申請書類のうち、利用申請書(様式1-1-1)は、代表者の押印が必要ですので、書面でのご提出をお願いします。なお、その他提出資料につきましては、可能な限り各ファイルをフロッピーディスク(FD)に収録したものを提出下さい。各ファイルの文書名は、金融機関識別コードの後ろに各登録票の様式番号を付けて下さい。例えば(株)証券保管振替機構(金融機関識別コード: JJSDJPJ1)が提出する「決済照合チャンネル 回線情報届出書(回線利用状況)(様式2-1-1)」であれば、「JJSDJPJ12-1-1.xls」となります。なお、金融機関識別コードが決まっていない場合の文書名は、会社名の後ろに様式番号を付けて下さい。例えば「証券保管振替機構 1-8-1.doc」となります。

利用申請書及びFDはご郵送頂くか又はご持参下さい。ご郵送される場合は、9月8日(金)必着とさせていただきます。なお、各ファイルを電子メールに添付して送付することはセキュリティ保護の観点からおやめ下さい。

【本件に係るお問合せ及び書類の提出先】

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館7階
(株)証券保管振替機構 システム第一部 決済照合システム担当
電話 : 03 - 3661 - 7061
FAX : 03 - 3661 - 7153
電子メール : stp-sys@jasdec.com

1.6 その他

- ・ 弊社が利用申請を承認した場合は、利用者に対し各種情報通知票をお返しします。
- ・ 利用者については、弊社のホームページで適宜公開させていただきます。

決済代行会社、及び業務代行会社には本試験に先立ち、10月中旬に試験実施要領等を配布いたします。

2. 利用申請に必要な書類

ご提出いただく書類は以下の通りです。

表 2-1 利用者が提出する様式

		利用者接続方式
		統合 Web 端末接続
様式 1-1-1	決済照合システム 利用申請書	
様式 1-7-1	決済照合システム 取扱責任者届出申請書	
様式 1-7-2	決済照合システム 業務代行者届出申請書	1
様式 1-8-1	決済照合システム 利用手数料請求先に関する届出書	2
様式 1-8-2	決済照合システム 利用手数料に関する届出書	3
様式 1-9-1	決済照合システム ファンド・S S I 登録連絡者申請書	
様式 1-10-1	決済照合システム 商品別参加ステータス	
様式 3-1-2	決済照合システム（国内取引） 決済代行会社への業務委託に関する届出書	4
様式 W-	統合 Web 端末 業務代行会社への業務委託に関する届出書	1
	代表者の印鑑証明書	2
	保振サイト利用申請書	5

表 2-2 決済代行会社・業務代行会社が提出する様式

		利用者接続方式
		統合 Web 端末接続
様式 3-1-3	決済照合システム（国内取引） 決済代行利用届出書【決済代行会社用】	4, 6, 7
様式 3-1-6	統合 Web 端末における決済照合関係業務の代行届出書	6, 8

注) 表中の 印は提出必須、 印は必要な場合のみ提出になります。

- 1: 既に業務代行会社へ決済照合業務を委託している場合は、提出不要です。
- 2: 「利用手数料請求先に関する届出書(様式 1-8-1)」及び「代表者の印鑑証明書」については、現在株券等の保管振替制度の参加者、一般債・短期社債振替制度の参加者は提出不要です。
(決済照合システムの利用手数料の請求先は、保振システムまたは、一般債・短期社債振替システムの手数料の請求先と同じとさせていただきます)
- 3: 既に決済照合システムを利用されている方で手数料率に変更がない場合は提出不要です。
- 4: 発行代理人の業務代行の場合は、提出不要です。
- 5: 「保振サイト利用申請書」は、申請時の提出は不要です。(ご提出方法につきましては、別途ご連絡いたします。)
- 6: 既存の決済代行会社は、別紙に利用者を全社記入してご提出下さい。
- 7: 利用者より「決済代行会社への業務委託に関する届出書(様式 3-1-2)」が提出される場合は、提出必須です。
- 8: 利用者より「業務代行者届出申請書(様式 1-7-2)」及び「業務代行会社への業務委託に関する届出書(W-)」が提出される場合は、提出必須です。

3 . 利用申請における一般的な注意事項について

3 . 1 接続方式について

決済照合システムの接続方式は、以下の3通り(オンラインリアルタイム処理方式接続 / ファイル伝送処理方式接続 / 統合 Web 接続)となります。各接続方式の詳細については、別資料「接続仕様書」をご参照下さい。

代行会社へ業務を委託し、自社では決済照合システムへ直接接続しない利用者におかれましては、「統合 Web 接続」となります。

表 3.1 接続方式の種類

接続方式	接続の形態	概要
オンラインリアルタイム処理方式接続	CPU 直結型 決済照合システムと利用者のシステムが回線を介して直接接続し、処理を行うもの。	決済照合システムと利用者間の接続が常に確保されている状態で、データの送受信がリアルタイムで行われる方式です。決済照合システム側において、利用者へのデータが作成された時点で、即座に利用者側システムへ送信されます。利用者側からも任意のタイミングで決済照合システムにデータ送信できます。
ファイル伝送処理方式接続		決済照合システムと利用者間の接続が断続的に行われ、一定間隔でデータを送受信する方式です。決済照合システムにおいて、利用者へのデータを一定間隔でファイルとして作成し、利用者側からの要求があった時点で、出来ているファイルを利用者側システムに送信します。利用者側からもファイルを作成し、任意のタイミングで決済照合システムに送信します。
統合 Web 端末接続	端末接続型 統合 Web システムと回線を介して接続された端末によって処理を行うもの。	利用者(Web)端末には利用方法が2種類(ファイルインタフェース及び画面インタフェース)があります。 (画面インタフェース) Web ブラウザに表示される画面インタフェースに業務データを手入力によって登録等を行って、決済照合システムと送受信する方式です。データを決済照合システム側に送信する場合、一件ずつ手入力し送信することが必要となります。 (ファイルインタフェース) 決済照合システムと送受信するデータを、当システム外にて CSV ファイルとして作成し、それを Web ブラウザ上の操作によって決済照合システムと送受信する方式です。複数件数のデータをまとめて送受信できます。

3.2 利用業務フロー及び利用サービスについて

決済照合システムの国内取引の利用を申請する場合、利用する業務フローを選択していただきます。国内取引をご利用される方は、全て決済照合機能をご利用いただけますが、約定照合機能については申請が必要となっております。また、約定照合をご利用になる場合は、業務フローにおける立場（機関投資家、証券会社、信託銀行、引受会社、社債権者、発行代理人）を考慮して、利用サービスを選択していただきます。

表 3.2-1 利用サービスの種類

利用サービスの種類	説明
売買報告サービス	証券会社の立場として、売買報告データ送信、約定照合結果通知データ受信、売買報告承認結果通知データ受信を行うことができます。
売買報告承認サービス	信託銀行の立場として、売買報告データ受信、運用指図データ受信、売買報告承認データ送信を行うことができます。
運用指図サービス	機関投資家の立場として、運用指図データ送信及び約定照合結果通知データ受信（運用指図配信サービス未利用時 1）又は運用指図データ受信及び運用指図データ送信（運用指図配信サービス利用時 1）を行うことができます。
新規記録サービス	引受会社・社債権者の立場として、新規記録情報データ送信を行うことができます。
新規記録承認サービス	発行代理人の立場として、新規記録情報データ受信、新規記録情報承認データ送信を行うことができます。

注1) 利用サービスは、一社において複数利用することも可能です。

注2) 1 印の運用指図配信サービスの利用/未利用については、実際の使用時において各ファンド毎に設定されますので事前の申請は不要です。

決済照合システムの約定照合における業務フローは、運用指図データの取扱い及びプロパー取引を勘案して、以下の5通りとなります。

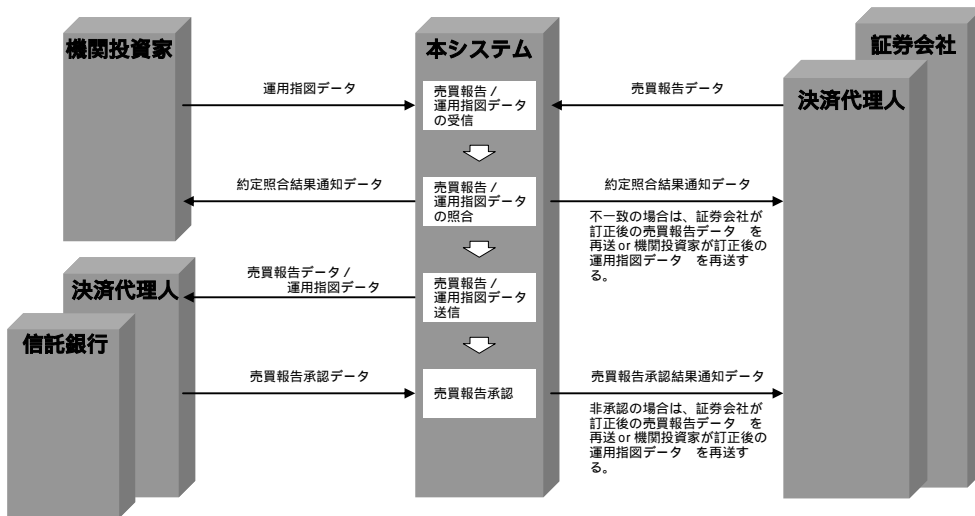
決済代行スキーム（約定照合から代行）を利用した場合の業務フロー

(1) 「三者間センタ・マッチング」型（約定照合から代行）

運用指図配信サービス未利用時

「三者間センタ・マッチング」型で運用指図配信サービスを利用しない場合は、機関投資家、証券会社（決済代理人）が、自社システムで作成した運用指図データと売買報告データを本システムへそれぞれ送信することを前提としています。

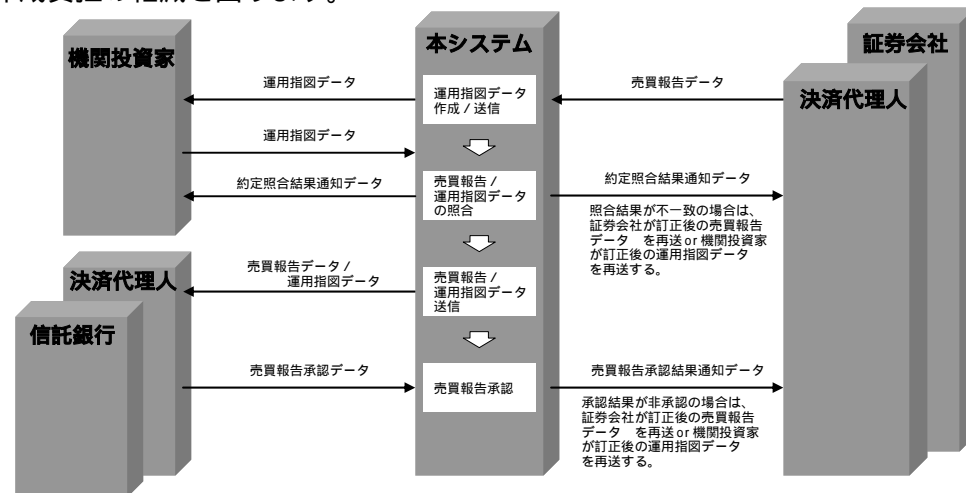
この業務フローの特徴は、本システムにおいて運用指図データと売買報告データの照合（データ項目内容の照合）を行う点です。



「三者間センタ・マッチング」型 運用指図配信サービス未利用時

運用指図配信サービス利用時

「三者間センタ・マッチング」型で運用指図配信サービスを利用する場合の特徴は、本システムにおいて、証券会社（決済代理人）から受信した売買報告データを基に運用指図データを作成し、機関投資家へ送信する点です。これにより、機関投資家の運用指図データ作成負担の軽減を図ります。

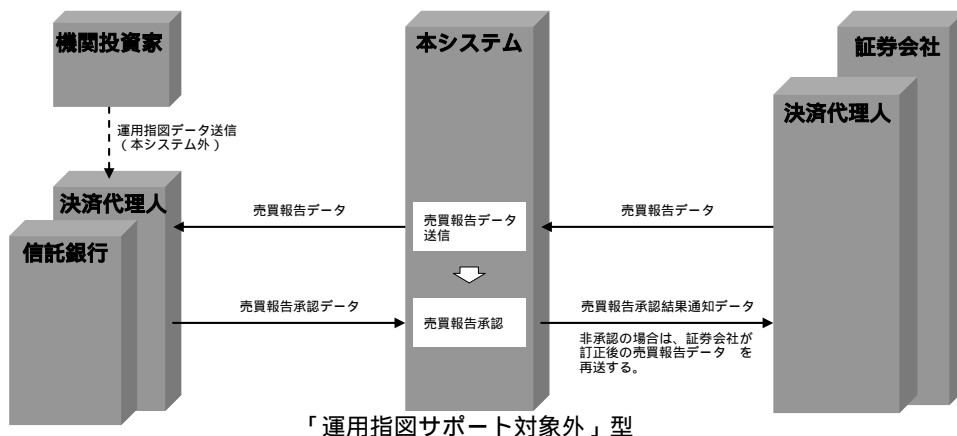


「三者間センタ・マッチング」型運用指図配信サービス利用時

(2) 「運用指図サポート対象外」型（約定照合から代行）

「運用指図サポート対象外」型は、機関投資家が本システムを利用しない場合を想定したものです。利用しない場合とは、機関投資家が作成した運用指図データ（あるいは運用指図）が、信託銀行（決済代理人）との間でFAX，電子メール，他システムなど、本システムを経由せずにやりとりされる場合のことです。

この業務フローの特徴は、証券会社（決済代理人）が自社システムで作成した売買報告データだけを本システムを経由して信託銀行（決済代理人）へ送信する点です。

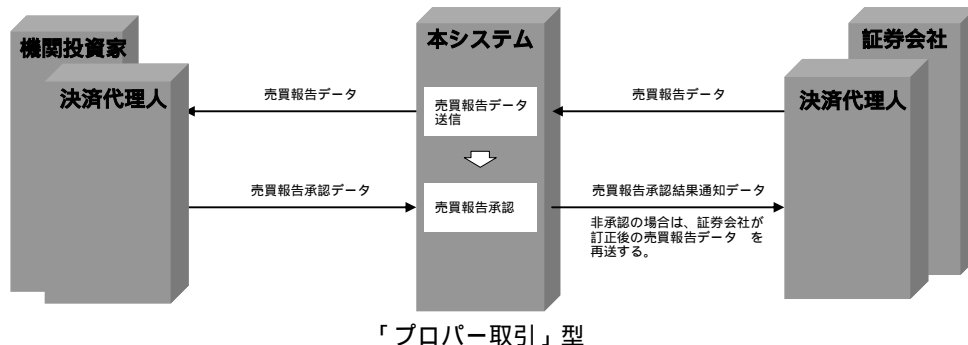


(3) 「プロパー取引」型（約定照合から代行）

「プロパー取引」型は、生命保険会社，信託銀行などが、「機関投資家」として1社で約定照合（売買報告データの内容確認，承認）を行う場合と、一般債の発行代理人が新規記録情報の内容確認を行うことを想定したものです。

売買報告データ受信時

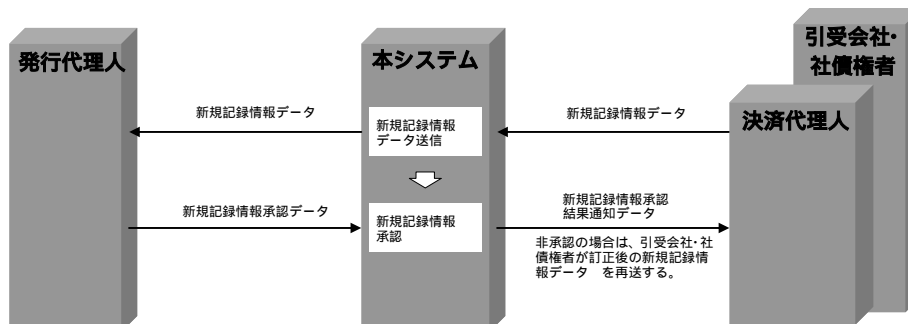
この業務フローの特徴は、証券会社（決済代理人）が送信した売買報告データを「機関投資家（決済代理人）」へ送信し、当該「機関投資家（決済代理人）」から売買報告承認データを受信することです。



注) プロパー取引型において、機関投資家の立場をとりたい場合は、売報承認サービスを利用する必要があります。

新規記録情報データ受信時

この業務フローの特徴は、引受会社・社債権者（決済代理人）が送信した新規記録情報データを発行代理人へ送信し、当該発行代理人から新規記録情報承認データを受信することです。



注) 上記フローにおいて、発行代理人の立場をとりたい場合は新規記録承認サービスを、引受会社・社債権者の立場をとりたい場合は新規記録サービスをそれぞれ利用する必要があります。

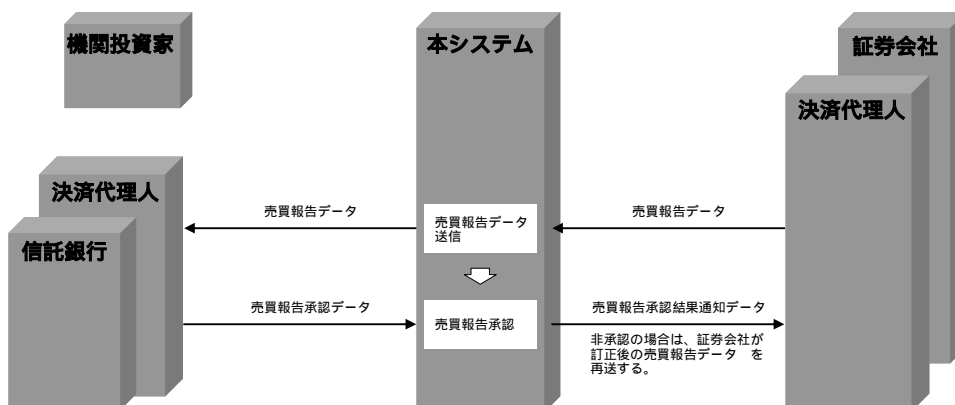
(4) 「スルー」型

「スルー」型は、本システムで運用指図データと売買報告データの照合を行なわないことを想定したものです。

機関投資家が運用指図データを送信した場合と証券会社が売買報告データを送信した場合とは、それぞれ独立した処理となります。

売買報告データ受信時

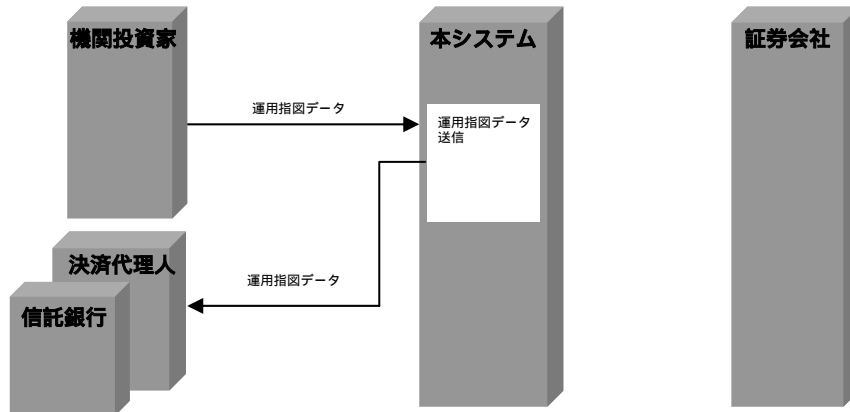
特徴は、証券会社（決済代理人）が送信した売買報告データを照合せずに本システムを経由して信託銀行（決済代理人）に送信する点です。



「スルー」型 売買報告データ受信時

運用指図データ受信時

特徴は、機関投資家が送信した運用指図データを照合せずに本システムを経由して信託銀行（決済代理人）へ送信する点です。

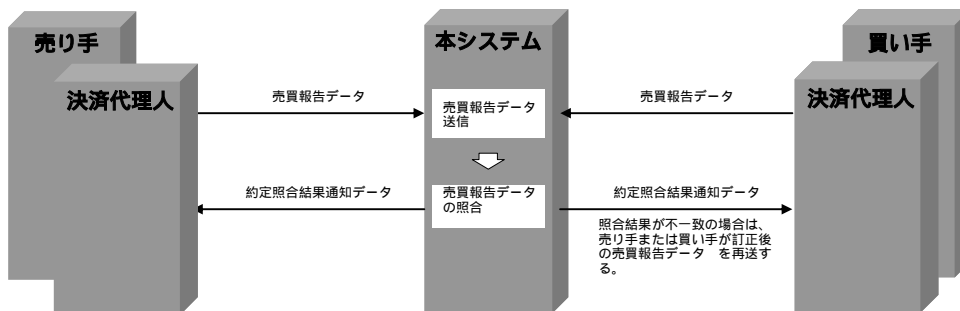


「スルー」型 運用指図データ受信時

(5) 「二者間センタ・マッチング」型

「二者間センタ・マッチング」型は、業者間等における相対取引の結果を双方が確認し合うことを想定したものです。

この業務フローの特徴は、売り手（決済代理人）/ 買い手（決済代理人）双方が送信した売買報告データの照合を行い、本システムから約定照合結果通知データを即時に送信する点です。



「二者間センタ・マッチング」型

また決済照合システムの国内取引の利用を申請する場合、繰越処理による繰越通知データ（約定繰越通知データ及び決済繰越通知データ）を受信するか否かを選択していただきます。

繰越処理とは、利用者から本システムに送信された、約定照合又は決済照合が未完了のままとなっているデータが翌営業日以降も引き続き処理の対象となる場合、そのデータに関する通知データを翌営業日の朝に本システムから利用者へ送信する処理です。

通知データは、約定照合、決済照合各々に2種類ずつあります。なお、受信するか否かの選択の対象は、約定繰越通知データ及び決済繰越通知データになります。

通知データの種類とその選択可否は表3.2-2のとおりです。

表 3.2-2 通知データの種類

通知データ	概要	選択
約定繰越通知データ	約定照合が未完了の売買報告データ、運用指図データ、新規記録情報データの内容を通知する。	可
約定削除通知データ	一定の繰越期間を経過しても約定照合が未完了のままであるため、本システムで削除した売買報告データ、運用指図データ、新規記録情報データの内容を通知する。	不可
決済繰越通知データ	決済照合が未完了の決済指図データの内容を通知する。	可
決済削除通知データ	一定の繰越期間を経過しても決済照合が未完了のままであるため、本システムで削除した決済指図データの内容を通知する。	不可

注) 繰越処理の詳細については、接続仕様書（業務編（国内取引））「3.10 繰越処理」をご参照下さい。

決済照合システムの国内取引の利用を申請する場合、送信完了報告データを受信し得る立場の利用者（信託銀行等）は、送信完了報告データを受信するか否かを選択していただきます。

送信完了報告データとは、送信者が当営業日におけるデータの送信が完了した旨を、各データの受信者へ連絡するデータです。なお、受信するか否かの選択の対象は全送信完了報告データになります。

送信完了報告データの種類とその選択可否は表 3.2-3 のとおりです。

表 3.2-3 送信完了報告データの種類

送信完了報告データ	概要	選択
売買報告送信完了報告データ	当営業日の先物・オプション取引における売買報告データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。	可
運用指図送信完了報告データ	当営業日の先物・オプション取引における運用指図データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。	可
受渡代金送信完了報告データ	当営業日の先物・オプション取引における受渡代金データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。	可
基準価額送信完了報告データ	当営業日の基準価額データの送信が完了した旨を信託銀行等へ連絡する。データは「オープン（混在）」と「ユニット」の2種類ある。	可

注) 送信完了報告データの詳細については、接続仕様書（業務編（国内取引））「3.15 送信完了報告機能について」をご参照下さい。

決済照合システムの国内取引の利用者で、二者間センタ・マッチング型をご利用の場合、「二者間センタ・マッチング型における未照合時の売買報告データ（コピー）」を受信するか否かを選択することが可能となっています。

業務フローが二者間センタ・マッチング型で、照合結果が「未照合」の場合、現状通知される約定照合結果通知データ（未照合）に加えて、売買報告データ（コピー）を通知します。なお、この機能を利用するか否かの選択は、商品（国債、一般債、短期社債）単位になります。

「二者間センタ・マッチング型における未照合時の売買報告データ（コピー）」の種類とその選択可否は表 3.2-4 のとおりです。

表 3.2-4 「二者間センタ・マッチング型における未照合時の売買報告データ（コピー）」の種類

通知データ	概要	選択
売買報告データ（コピー） （国債）	業務フローが二者間センタ・マッチング型で、照合結果が「未照合」の場合、現状通知される約定照合結果通知データ（未照合）に加えて、売買報告データ（コピー）を通知する。	可
売買報告データ（コピー） （一般債）	業務フローが二者間センタ・マッチング型で、照合結果が「未照合」の場合、現状通知される約定照合結果通知データ（未照合）に加えて、売買報告データ（コピー）を通知する。	可
売買報告データ（コピー） （短期社債）	業務フローが二者間センタ・マッチング型で、照合結果が「未照合」の場合、現状通知される約定照合結果通知データ（未照合）に加えて、売買報告データ（コピー）を通知する。	可

3.3 金融機関識別コードについて

決済照合システムにおいて、利用者を一意に識別する金融機関識別コードとして、利用者にてお持ちのBICコード、統一金融機関コード、証券会社等標準コード、独自コードのいずれかを選択してご申請いただきますが、BICコードをお持ちの方は原則BICコードを申請下さい。

金融機関識別コード：次の分類から選択

BICコード	・・・ 8桁 (支店コード3桁を除く)
統一金融機関コード	・・・ 5桁
証券会社等標準コード	・・・ 5桁
上記以外(本システムで付番した独自コード)	・・・ 5桁

なお、金融機関識別コードに関する詳細については、決済照合システム接続仕様書(業務編)「4.1 金融機関識別コード」をご参照下さい。

以上